

第 15 章 その他

第 8 1 標準処理期間

- 1 都市計画法に基づく開発許可などの標準処理期間は、行政手続法（平成 5 年法律第 8 8 号）第 6 条に基づき、申請が事務所に到達してから当該申請に対する処分を行うまでに通常要すべき標準的な期間として、次の表のとおりとする。
- 2 標準処理期間に含めない期間は次のとおりとする。
 - (1) 我孫子市の休日に関する条例（平成元年条例第 2 1 条）第 1 条に定める市の休日
 - (2) 申請を補正するために要する期間及び申請内容を変更するために要する期間
 - (3) 千葉県開発審査会の議を経る必要がある場合に、その事務処理に要する期間

表（標準処理期間）

申請の種類		根拠法令	標準処理期間
開発行為の許可	5 h a 未満	法第 2 9 条第 1 項	3 0 日
	5 h a 以上		4 5 日
開発行為の変更の許可	5 h a 未満	法第 3 5 条の 2 第 1 項	2 5 日
	5 h a 以上		3 5 日
工事完了公告以前の建築承認		法第 3 7 条第 1 号	1 0 日
定められた建蔽率等の制限を超える建築物の許可		法第 4 1 条第 2 項ただし書	1 0 日
開発許可を受けた土地における予定建築物以外の建築物の許可		法第 4 2 条第 1 項ただし書	1 0 日
開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可		法第 4 3 条第 1 項	3 0 日
許可に基づく地位の承継の承認		法第 4 5 条	1 0 日

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行し、我孫子市開発行為に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成 2 3 年規則第 3 2 号）による改正後の規則の規定は、平成 2 3 年 7 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の我孫子市開発行為等運用・審査基準は、この告示の施行の日以後に提出のあった都市計画法第 2 9 条の開発行為の許可申請及び同法第 3 5 条の 2 の開発行為の変更許可申請又は

同法第43条の許可申請（以下「許可申請等」という。）について適用し、同日前に提出のあった許可申請等については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月26日告示第58号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年2月2日告示第20号）

（施行期日）

1 この告示は、平成27年2月2日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日前に提出した、都市計画法第29条の許可申請に係る開発行為及び同法第43条の許可申請に係る市街化調整区域の建築物の建築については、なお従前の例による。

附 則（平成27年4月1日告示第106号）

（施行期日）

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日前に提出した、都市計画法第29条の許可申請に係る開発行為及び同法第43条の許可申請に係る市街化調整区域の建築物の建築については、なお従前の例による。

附 則（平成28年2月3日告示第15号）

（施行期日）

1 この告示は、平成28年2月3日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日前に提出した、都市計画法第29条の許可申請に係る開発行為及び同法第43条の許可申請に係る市街化調整区域の建築物の建築については、なお従前の例による。

附 則（平成28年4月1日告示第117号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年1月27日告示第14号）

この告示は、平成29年2月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日告示第114号）

（施行期日）

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日前に提出した、都市計画法第29条の許可申請に係る開発行為及び同法第43条の許可申請に係る市街化調整区域の建築物の建築については、なお従前の例による。

附 則（平成29年6月12日告示第164号）

この告示は、平成29年6月13日から施行する。

附 則（平成29年9月28日告示第248号）

（施行期日）

1 この告示は、平成29年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日前に提出した、都市計画法第29条の許可申請に係る開発行為及び同法第43条の許可申請に係る市街化調整区域の建築物の建築については、なお従前の例による。

附 則（平成30年5月29日告示第154号）

この告示は、平成30年6月1日から施行する。

附 則（平成30年8月20日告示第200号）

この告示は、平成30年9月1日から施行する。

附 則（平成31年2月21日告示第36号）

この告示は、平成31年3月1日から施行する。

附 則（令和元年5月31日告示第15号）

この告示は、令和元年6月1日から施行する。

附 則（令和元年12月18日告示第147号）

この告示は、令和2年2月3日から施行する。

附 則（令和2年3月27日告示第91号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月24日告示第127号）

この告示は、令和2年5月1日から施行する。

附 則（令和3年2月2日告示第14号）

この告示は、令和3年2月2日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第108号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月25日告示第62号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月3日告示第33号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。